様式第３号（第2条関係）（表面）

（日本産業規格A列4）

障 害 者 任 免 状 況 通 報 書

機 関 名　北広島市(認定地方機関及びその他機関　統計)

令和　8　年　6　月　1　日　現在

A　任免状況

① 職員の数（〔注意〕2、3参照）			② 除外職員の数（〔注意〕3、4参照）			③ 旧除外職員の数（〔注意〕3、5参照）		
a 職員の数（短時間勤務職員を除く）	b 短時間勤務職員の数	c 職員の総数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数（短時間勤務職員を除く）	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数（短時間勤務職員を除く）	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+(h×0.5)
500 人	190 人	595.0 人	0 人	0 人	0.0 人	112 人	31 人	127.5 人

④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数　（〔注意〕3、6参照）

(イ) 重度身体障害者	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員	(ヘ) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ+((ニ+ホ)×0.5)	(ト) 重度知的障害者	(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者	(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(ヌ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員	(ヲ) 知的障害者の数 =(ト×2)+チ+リ+((ヌ+ル)×0.5)	(ワ) 精神障害者	(カ) 精神障害者である短時間勤務職員	(ヨ) 精神障害者である特定短時間勤務職員	(タ) 精神障害者の数 =ワ+カ+(ヨ×0.5)
2 人	5 人	1 人	2 人	0 人	11.0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0.0 人	2 人	5 人	0 人	7.0 人
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)

B　上記に基づく計算

⑤ 現在設定されている除外率（〔注意〕7参照）	⑥ 基準割合 =⑶i/(①c−②ⅱ)×100（〔注意〕8、9参照）	⑦ ⑥に基づく除外率（〔注意〕10参照）	⑧ 適用される除外率（〔注意〕11参照）	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c−②ⅰ−{(①c−②ⅱ)×⑧}（〔注意〕12参照）	⑩ 障害者計 =④ヘ+④ヲ+④タ（〔注意〕13参照）	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100（〔注意〕14参照）	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数（〔注意〕15参照）
0 %	21 %	0 %	0 %	595.0 人	18 人	3.03 %	0 人

C　障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数

種類別の身体障害者数は、特定の者が障害者であること等を推認されるおそれがあるため、非公表とします。

D 障害者雇用推進者	役職名　そうむぶしょくいんかちょう	氏名　かめやま たかひろ	E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL	https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00137489.html
	総務部職員課長	亀山　貴宏		

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。

令和　8　年　7　月　7　日

厚 生 労 働 大 臣
都 道 府 県 労 働 局 長　殿

任命権者の官職及び氏名　　北広島市長　上野　正三